

<支援の対象と範囲>

対象：

視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、発達障がい、精神障がい等の障がいにより修学上の困難を有する学部生、大学院生、研究生、科目等履修生、聴講生、留学生（必要性が認められる場合は、病弱・虚弱、精神疾患、一時的な怪我等の相談にも応じます）

範囲：

修学が必要であると認められる範囲

<支援の内容例>

視覚障がい

ガイドヘルプ、テキストデータ化、授業補助、支援機器の設置・貸与など

聴覚障がい

ノートテイク、支援機器の設置・貸与など

肢体不自由

授業補助、移動介助、施設・設備の改善など

発達障がい

個別面談、就労支援、修学環境の調整、支援機器の貸与など

精神障がい

個別面談、修学環境の調整など

※実際に利用できる支援内容は、障がいや状況により異なります。障がい種別ごとの支援内容例とは限りません（発達障がいのサポートとして、ノートテイクが実施される場合もあるなど）。

※キャンパスライフ支援センター障がい学生支援ユニットと連携し、サポートします。

・本学では、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）』に基づいて、障がいのある学生への不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮を提供することが義務付けられている。

・障がい等のある方とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、大阪大学における教育及び研究その他本法人が行う活動全般において、そこに参加するものすべてとする。また、法が対象とする障がい者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。

・合理的配慮とは、障がい等のある方から何らかの支援を求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な調整を行うこと。